戸田市大前町会会則

第1章 総則

(名称と事務所)

第1条 名称は、戸田市大前町会(以下「本会」という。)と称し、事務所を大前会館に 置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と知識の向上を図るとともに市行政に協力し、健全なる地区発展と本会の充実を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 会員の親睦と相扶共済に関すること。
 - (2) 環境衛生に関すること。
 - (3) 青少年の健全育成に関すること。
 - (4) 防災及び防犯に関すること。
 - (5) 市行政の協力支援に関すること。
 - (6) 各種祭典に関すること。
 - (7) 功労者表彰に関すること。
 - (8) その他本会目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 自主防災会

(自主防災会)

第4条 前条第4号のうち防災に係る事業を行うため大前町会自主防災会を組織する。 規約・組織及び活動内容は、別に定める。

第4章 会員

(会員)

第5条 本会は、戸田市大前地区内の居住者及び<u>事業所を有する者並びに他町会の居住</u> 者で大前町会に賛同する者をもって組織する。

第5章 役員

(役員)

- 第6条 本会に次の役員及び会計監事2名を置く。ただし、満75歳以上の者は、役員 になることができない。(班長を除く。)
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 理事 35名以下
 - (4) 会計 2名
 - (5) 衛生自治会長 1名
 - (6) 社協支部長 1名
 - (7) 会館長 1名
 - (8) 班長。各班 1名

- 2 本会に理事及び班長を除く役員で構成する役員会を置く。
- 3 本会に班長を除く役員で構成する理事会を置く。
- 4 本会に顧問を置くことができる。この場合において、顧問は、会長経験者とし、理 事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、満75歳に達しない者の再任は妨げない。
- 6 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 班長の任期は、各班会議の上定める。

(役員の解任)

第7条 役員が会則に違反し、または、本会の体面を汚す行為のあったときは、総会の 決議もしくは、理事会の全員の決議により解任することが出来る。 (任務)

- 第8条 役員の任務及び顧問並びに会計監事の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、専門部部長及び社協支部長並びに衛生自治会長に当たる。
 - (3) 理事は、各種事業を企画立案するとともにその業務を分掌する。
 - (4) 会計は、金銭の出納及び会計事務を担当する。
 - (5) 衛生自治会長は、本会の衛生に関する業務を担当し、衛生委員はその補に当たる。
 - (6) 社協支部長は、本会の社会福祉に関する業務を担当する。
 - (7) 班長は、本会目的達成のため必要な業務を担当する。
 - (8) 顧問は、必要な事項について会長の諮問に応ずる。
 - (9) 会計監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員の選出方法)

- 第9条 会長、副会長、会計及び理事は、選考委員会で会員の中から候補者を選出し、 総会の承認を得なければならない。
 - 2 選考委員会の構成は、総務部長、女性部長、防災・防犯部長、各専門部副部長(4 名)、社協支部長補佐及び衛生自治会長補佐とする。選考委員長は総務部長が当たる。
 - 3 会計監事は、役員以外の会員の中より選出し、理事会の推薦を得て、総会の承認を 得なければならない。
 - 4 社協支部長補佐、衛生自治会長補佐及び衛生委員は、理事の中から理事会にて選出する。
 - 5 班長は、各班より班内会議にて選出する。 (専門部の設置)
- 第10条 専門部は、総務部、文化部、厚生部、女性部及び防災・防犯部とする。
 - 2 専門部の部長は、総務部、女性部及び防災・防犯部除き副会長が当たる。副部長は、 理事の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 3 専門部の事業分担は、事務分掌を内規として別に定める。
 - 4 専門各部は、内規による各種事業を企画立案し、必要に応じて役員会又は理事会に その内容を報告し、その業務を分掌する。
 - 5 専門部会は、必要に応じて随時開催し、企画立案の素案を理事会に提案する。総務

部長がこれに当たる。

第6章 会議

(会議)

- 第11条 本会の会議は、定期総会、役員会、理事会、合同役員会(班長会)及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 2 定期総会は、毎年1回4月中に開き、臨時総会は役員会において必要ありと認めた とき、又は会員の3分の1以上の要求により開催する。
- 3 役員会は、会長、副会長、会計、衛生自治会長、社協支部長、総務部長及び<u>会館長</u>をもって構成し、会務の執行運営に当たる。
- 4 理事会は、随時開催し、事業の企画立案について決議事項を執行する。
- 5 班長会は、必要に応じて開催する。 第7章 雑則

(会計)

- 第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 本会の経費は、会員の負担する会費その他の収入をもってこれに充てる。
- 3 会員の会費は、各班の責任者を経て会計に納入する。又、中途加入者は加入月から 年度末月まで月割りにて納付する。ただし、役員会で認められた会員については、こ れを免除することができる。
- 4 既納の会費は、返済しない。
- 5 会計は、年度終了後直ちに年度収支決算書の監査を受け、総会に提出する。 (帳簿)
- 第13条 本会に会員名簿、会費出納簿及び金銭出納簿を備え付けるものとする。 (細則の設定)
- 第 14 条 本規約施行に必要がある場合は、役員会の承認を経て、細則を定める。 附 則
- 1 本会の規約は、総会の決議を経て、これを改廃できる。
- 2 会員に弔慰金を贈る。
- 3 不時の災害の場合見舞金を贈る。ただし、範囲及び額については、役員会においてこれを定める。
- 4 会員に異動ある時は、各班長が10日以内に会長に届ける。
- 5 この会則は、昭和48年4月1日より施行する。
- 6 この会則は、平成5年7月20日から施行する。
- 7 この会則は、平成16年4月28日から施行する。
- 8 この会則は、平成20年4月24日から施行する。
- 9 この会則は、平成24年4月20日から社協会計を廃止し、大前町会会計に統合し、施行する。
- 10 この会則は、平成25年4月26日から施行する。
- 11 この会則は、平成28年4月28日から施行する。
- 12 この会則は、平成29年4月27日から施行する。
- 13 この会則は、平成30年4月26日から全部改正し施行する。
- 14 この会則は、平成31年4月25日から全部改正し施行する。
- 15 この会則は、令和2年4月29日から一部改正し施行する。

大前町会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、大前町会会則第3章の規定に基づき、大前町会自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第2条 本会の事務所は大前町会会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域住民の防災体制の確立を図り、自主的な地域の防災活動を行う ため自主防災会を組織し、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被 害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 防災知識の普及に関すること。
 - (2) 防災訓練の実施に関すること。
 - (3) 防災資材機器等の整備に関すること。
 - (4) 戸田市自主防災組織連絡協議会との連絡調整に関すること。
 - (5) 地震等の災害時における応急活動に関すること。
 - (6) その他本会が必要と認める事業。

(会員)

第5条 本会は、大前町会(以下「町会」という。)会員をもって構成する。 (役員)

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 部長 3名
- 2 会長は町会長を、副会長は副町会長を充てるものとする。
- 3 部長、班長及び副班長は、会員のうちから会長が任命する。
- 4 役員の任期は、町会役員の任期に準ずるものとする。 (役員の任務)
- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を掌るとともに地震等の災害時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を行う。
- 3 部長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。 (会議)
- 第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。 (総会)
- 第9条 総会は、町会の総会をもってこれに充てる。

(役員会)

- 第10条 役員会は、第6条に規定する役員をもって構成する。
- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請があったと きは、随時開催することができる。
- 4 役員会は、町会役員会と兼ねることができる。 (役員会の審議事項)
- 第11条 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出する議案等に関すること。
 - (2) 本会の事業運営に関すること。
 - (3) 本会の防災活動計画書の作成及び修正に関すること。
 - (4) その他必要な事項。

(経費)

- 第12条 本会の運営に関する経費は、町会会計をもってこれに充てる。 (事業年度)
- 第13条 本会の事業年度は、町会会計年度に準ずるものとする。 附則
- 1 この規約は、平成13年9月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成30年4月26日から全部改正をし施行する。
- 4 この規約は、平成31年4月25日から全部改正をし施行する。

大前会館使用規定

(目的)

第1条 この規定は、大前町会が管理する大前会館(以下「会館」という。)の運営 を円滑に図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(会館の名称と所在地)

- 第2条 会館の名称と所在地は、以下のとおりとする。
 - (1)会館の名称 大前会館
 - (2)会館の所在地 戸田市本町2丁目13番6号

(管理・運営)

第3条 会館の管理運営は、大前会館運営委員会 (以下「運営委員会」という。)により行うものとする。運営委員会は、大前町会役員をもって構成する。

(会館長の設置及び業務)

- 第4条 会館に会館長を置く。その会館長の人選は、運営委員会に諮り、町会長が任命する。なお、会館長の業務は次のとおりとする。
 - (1) 会館使用申請に関すること。
 - (2) 会館の建物、設備の管理に関すること。
 - (3) 会館の鍵貸し出しに関すること。

(使用者の範囲)

- 第5条 会館使用者の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 大前町会の正会員及び特別会員並びに賛助会員。
 - (2) 運営委員会が、公共団体と認めた団体。
 - (3) 運営委員会が、公共団体に準じると認めた団体(サークル活動団体等)。
 - (4) その他、町会長が使用を認めた者。

(使用許可等)

- 第6条 会館を使用する者は、使用する1ケ月前までに会館長に使用料を添えて申請 し、許可をうけなければならない。
- 2 会館長は、前項の申請書を受理した時は、その内容を使用規定に照らし合わせて 適当と認めた時は許可するものとする。
- 3 会館長は、会館の使用を許可した後でも、やむを得ない理由により重複する場合は、双方に変更を求めることができる。
- 4 前項の変更は、次の優先順位により行うものとする。
- (1) 大規模災害の発生時の地域防災救護拠点等として、使用するとき。
- (2) 公共の事業を行うとき。(戸田市選挙管理委員会の投票所で使用のとき)
- (3) 市の要請より、大学ボート部の合宿に貸し出すとき。
- (4) 町会の事業及び緊急を要する町会役員会等の会議を行うとき。

(使用制限)

第7条 会館長は、次の一に該当すると認められるときは、町会長と協議の上、会館 の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はその恐れがあるとき。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物品を携帯又は、持ち込む恐れがあるとき。
- (3) 町会の名誉を棄損する恐れがあるとき。
- (4) その他、会館の管理運営上支障があると会館長が認めたとき。

(使用料等)

- 第8条 会館の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 会館の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、公共の事業で使用するときはその限りでない。
 - (2) 町会及び運営委員会が認めた公共的団体の使用料については、無料とする。
 - (3) その他の使用料については、別表のとおりとする。

(遵守事項)

- 第9条 使用者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会館の建造物、什器及び備品等を汚損又は毀損しないこと。
 - (2) 使用許可された室以外に出入りしないこと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼすような言動をしないこと。
 - (4) 火気、その他危険の恐れのあるものの使用は特に注意すること。
 - (5) 危険物の持ち込みは、一切しないこと。
 - (6) 使用後の清掃、整理を行い、ゴミは持ち帰ること。

(許可の取り消し等)

- 第10条 会館長は、第6条第1項の規定による許可を受けた者が、次の各号の一に 該当するときは、当核許可の取り消し、又は使用中止することができる。
 - (1) 第7条の使用制限に該当すると認めるとき。
 - (2) 前条各号の遵守事項を守らないとき。
 - (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
 - (4) この規定に違反したとき。
 - (5) 会館長の指示に従わないとき。
- 2 町会長及び会館長は、使用者が第6条第3項並びに前条各号の一に該当する理由 により、同項の措置によって損出を受けることがあっても、その一切の責めを負わ ないものとする。

(現状回復の義務)

第11条 使用者は、会館の使用を終了したときは、速やかに該当施設等を使用前の 状態に復さなければならない。なお、前条第1項の規定により、許可の取り消し又 は使用中止の措置を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第12条 会館を使用する者は、その責に帰するべき理由により、 施設等を汚損又は 毀損したときは、速やかに届け出るとともに、町会長及び会館長の立ち合いのもと に、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この規定に定めのないもの及び会館の管理・運営に関し、必要な事項が生じたときは、運営委員会に諮り決定するものとする。

(規定の改正)

第14条 この規定を改正するときは、運営委員会の決議を受け、改正事項を次期 総会に報告しなければならない。

附則

この規定は、全部改正して令和2年4月29日から施行する。

別 表

会館使用料

	9時~12時	13時~17時	17時~21時
公共団体	無料	無料	無料
会 員	無料	無料	無料
会員外	2,000円	3,000円	5,000円
. 営 利	5,000円	7,000円	10,000円

[※]この表は、多目的ホールの使用料であり、会議室の使用料については、 半額とする。